

高崎簡易裁判所 の廃止請求及び
高崎簡易裁判所判事 神田
罷免の弾劾訴追請求

最高裁判所
長官
竹崎 殿

前橋地方裁判所
所長
小泉 殿

平成 25 年 5 月 6 日

請求人
住所 群馬県
職業
氏名
電話

請求人
住所 群馬県
職業
氏名
電話

被請求人
住所 群馬県高崎市高松町 26-2
高崎簡易裁判所
住所 群馬県高崎市高松町 26-2
高崎簡易裁判所内
職業 簡易裁判所判事
氏名 神田
電話 027-322-3541

第1 請求の趣旨

1. 被請求人 神田 〃 は、事件番号 平成 24 年 (ハ) 第 108 号 求償金請求事件、及び 事件番号平成 24 年 (ハ) 第 128 号 損害賠償請求事件 において。
 - (1) 両事件 口頭弁論において平成 24 年 (ハ) 第 108 号原告 日本興亜損害保険 代理人 崎 治 弁護士に命令されるままに同原告に有利な口頭弁論を進行した。
 - (2) 同 崎 治弁護士提出の準備書面に従い、非侵害利益の不存在、時間経過の逆転、道路交通法の規定等無視等する等無法な判決文を、崎 治 弁護士と通じ、日本興亜損害保険に代筆させ言い渡した。
 - (2) 日本国の法律を無視 保険金詐欺集団一味としての重要な役割を裁判所の仕組みを利用して果たし、社会不安を惹起、裁判所の信頼、権威を失墜させた。 拗って、高崎簡易裁判所判事 神田 〃 罷免の弾劾訴追を求める。
2. 高崎簡易裁判所は 上記 詐欺犯罪の実施舞台としての役割を果たすとともに 事件番号 平成 23 年 (ノ) 第 36 号においても、崎 治弁護士 一味の虚偽の所有権主張に基づく申立書を根拠に、所有権の確認書類等の確認を怠り、被申立人に対し 調停期日呼出状を発行、調停に着手し 犯罪者一味の共犯者としての役割を果たした。 拗って、反社会的官庁 高崎簡易裁判所の即時廃止を求める。

第2 請求の事実

日本興亜損害保険株式会社(法人)、二宮 〃 の 2 名は 高崎 330 800 の車両に 事故時有効な自動車保険を付保していない第 3 者である。 両者は請求人 に 事故時有効な保険の存在を虚偽主張し 高崎 330 800 車両 の修理費を詐取する 目的で、車両所有者ではない第三者の 井哲が別の車両に付保した自動車保険を 事故後の平成 23 年 3 月 17 日に高崎 330 800 の車両に付替えした。この付替え契約を根拠に請求人を欺いて財物を詐取する目的で 求償金請求事件 を高崎簡易裁判所に提起し 虚偽の主張、証拠を提出し事故に有利な判決を受け財物を詐取した。
神田 〃 判事は本事件において、裁判所の仕組みを活用、詐欺の協力・共犯者としての重要な役割を果たした。本件は関与する者たちが共同して請求人を欺いた組織犯罪である。
関係者の提出した、添付 裁判準備書面中に、保険金詐欺事件に関する証拠が明示されている。

第3 立証方法

群馬県警察本部長宛 告訴状

1. 告訴人陳述書 平成 24 年 5 月 2 日
2. 交通事故証明書

3. 登録事項等証明書
4. ご通知 平成 23 年 3 月 22 日
5. 調停申立書 2011 年 6 月 27 日
6. 訴状 2012 年 2 月 10 日
7. 訴状 2012 年 2 月 1 日
8. 自動車保険契約内容表 平成 24 年 3 月 22 日
9. 高崎簡易裁判所 判決
10. ご通知 2012 年 8 月 23 日

第 4 添付資料

1. 群馬県警察本部長宛 告訴状
 - 1.) 告訴人陳述書 平成 24 年 5 月 2 日
 - 2.) 交通事故証明書
 - 3.) 登録事項等証明書
 - 4.) ご通知 平成 23 年 3 月 22 日
 - 5.) 調停申立書 2011 年 6 月 27 日
 - 6.) 訴状 2012 年 2 月 10 日
 - 7.) 訴状 2012 年 2 月 1 日
 - 8.) 自動車保険契約内容表 平成 24 年 3 月 22 日
 - 9.) 高崎簡易裁判所 判決
 - 10.) ご通知 2012 年 8 月 23 日
- 2 井陣、日本興亜損害保険 保険金等詐欺事件証拠資料ファイル
ファイル中に具体的犯罪手口が明記されている。

102-8651

東京都千代田区隼町 4 番 2 号

最高裁判所 御中

長官

竹崎 殿

訴追請求在中

371-0026

群馬県前橋市大手町三丁目 1-34

前橋地方裁判所

小泉 所長 殿

訴追請求在中

370-00

群馬県